

山津通所リハビリセンター

指定通所リハビリテーション事業運営規程

住 所	佐賀県鳥栖市萱方町 270 番地
施設名	医療法人社団 三善会 山津通所リハビリセンター
管理者	理事長 山 津 善 保

（事業の目的）

第1条 医療法人社団三善会が開設する山津通所リハビリセンター（以下「センター」という。）が行う指定介護予防・介護通所リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、センターの医師、理学療法士、作業療法士、看護職員及び介護職員（以下「従業者」という。）が、主治医に通所リハビリテーションの必要性を認められた要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 センターの従業者は、要介護者等が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活ができるよう、理学療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、また、身体の機能障害・その他生活制限がある状態の利用者には、個別リハビリテーションを行うことにより、生活機能の改善を図るものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行うセンターの名称および所在地は、次のとおりとする。

1. 名称 山津通所リハビリセンター
2. 所在地 佐賀県鳥栖市萱方町 270 番地
3. 事務所所在地 佐賀県鳥栖市萱方町 270 番地

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 センターに勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

1. 医師 1 名
医師は、利用者の健康及び適正なアドバイス等心身の健康維持管理に努める。
2. 理学療法士 2 名（兼務 1 名）
介護職員 8.3 名（常勤・専従 5 名、常勤・兼務 4 名、非常勤・専従 3 名）
作業療法士・理学療法士・介護職員等は、指定通所リハビリテーションの提供にあたる。

3. 事務職員 0.5 名

事務職員は、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 センターの営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

1. 営業日 月・火・水・木・金・土曜日とする。

ただし、年末年始（原則 12 月 31 日より 1 月 3 日）を除く。

2. 営業時間 8 時 30 分～17 時 30 分までとする。

3. サービス提供時間 ・9 時 30 分～16 時 30 分までの 1 単位とする。

(利用定員)

第6条 利用定員は、35 名とする。

(通所リハビリテーション)

第7条 指定通所リハビリテーションの内容は次のとおりとする。

1. 生活指導（相談援助等）
2. 機能訓練（リハビリテーション）
3. 個別リハビリテーション
4. 健康チェック
5. 入浴サービス
6. 食事サービス
7. 送迎
8. 介護サービス
9. その他利用者に対する便宜の提供

(利用料等)

第8条

1. 指定通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定通所リハビリテーションが法定代理受領サービスである時は、その 1 割、もしくは 2 割もしくは 3 割の額とする。
2. 前項の定めるもののほか、利用者から次ぎの費用の支払いを受けるものとする。
 - ①次条に規定する通常の事業の実施地域を越えて行う送迎の費用として、1 キロメートルごとに 20 円。
 - ②食材料費として、550 円。
 - ③おむつ代として、実費。
 - ④その他指定通所リハビリテーションにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるものについては、その実費。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、鳥栖市、三養基郡、小郡市の区域とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第10条 利用者は、指定通所リハビリテーションの提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- ①健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。
- ②機能訓練室を利用する際には、従業者の指示に従い安全に留意し協力するものとする。
- ③浴室を利用する際には、従業者の指示に従い安全に留意し協力するものとする。
- ④次条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

(非常災害対策)

第11条

- ①従業者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。
- ②管理者は、防火管理者を選任する。
- ③防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。
- ④防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、センターはこの計画に基づき、毎年2回避難訓練及び救出訓練その他必要な訓練を行う。

(衛生管理等)

第12条 事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(身体拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合の手続き)

第13条 事業所は、指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という)を行わないものとし、やむを得ず身体拘束等を行う場合にはその様態及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録するものとする。

2 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護及び虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選任
 - (2) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、指定通所リハビリテーションの提供に当たり、当該事業所従業者又は擁護者(利用者の家族等現に利用者を養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し指定通所リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(ハラスメント防止)

第16条 事業所は、適切な指定通所リハビリテーションの提供を確保する観点から、事業所及び訪問先において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(苦情処理の体制)

第17条

- ・苦情があった場合は直ちに担当が相手と連絡をとり、詳しく事情を聞くとともに担当した職員からも事情を確認する。
- ・具体的な苦情内容を説明し、院内にて再発防止の検討会を開催し報告書を作成する。

苦情等相談窓口

当事業所お客様相談窓口	窓口責任者	森田 清美
	ご利用時間	8：30～17：30
	ご利用方法	電話 0942-84-0011
		面接 山津医院
		苦情箱 事業所入口に設置

(緊急時における対応方法)

第18条

サービス提供中に利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行うなどの措置を講じる。

(事故発生時における対応方法)

第19条

利用者に対する通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

(その他運営に関する重要事項)

第20条

1. センターは、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - ①採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - ②継続研修 年4回
2. 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
3. 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
4. この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人社団三善会とセンターの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、平成１５年４月１日から施行する。

改 正 平成２４年４月１５日

改 正 平成２４年７月２６日

改 正 平成２７年４月 １日

改 正 平成２８年１１月１日

改 正 平成２９年８月１日

改 正 平成３０年１月１日

改 正 令和１年１０月１日

改 正 令和２年５月１日

改 正 令和５年７月１日

改 正 令和６年４月１日